

大津市ふれあいの家設置事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会等地域住民が構成する住民組織（以下「自治会等」という。）がコミュニティ活動の場として良好な地域社会の維持及び形成と住民福祉の増進を図るため設置するふれあいの家（以下「施設」という。）の建築又は購入（以下「建築等」という。）及び施設の建築等に供する用地の取得（以下「用地取得」という。）並びに施設の改造（以下「改造」という。）に要する経費の一部を補助し、もって自治会等の健全な発展に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による大津市ふれあいの家設置事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、自治会等とする。

(事業実施主体及び施設の機能等)

第3条 施設の建築等及び用地取得並びに改造の事業の実施主体は、自治会等とする。また、複数の自治会等が共同で事業を実施する場合も補助対象とする。

2 施設は、地域住民のコミュニティ活動の拠点として設置するものであり、少なくとも次の機能を備えるものとし、その構造、規模については、それぞれの地域の実情を十分考慮して当該地域住民の総意により、コミュニティ活動を展開するのにふさわしいものとするよう配慮するものとする。

(1) 集会及び対話に必要な機能

(2) 自ら研修し、教養を高めるのに必要な機能

3 施設の維持、管理及び運営は、自治会等がその責任と負担において行うものとする。

(補助対象事業、補助対象経費、補助基本額及び補助率並びに補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業、経費、補助基本額及び補助率は、別表のとおりとし、補助金の額は、補助基本額に補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市ふれあいの家設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)大津市ふれあいの家設置事業計画書（様式第2号又は様式第3号）

(2) 大津市ふれあいの家設置事業収支予算書（様式第4号）

（決定通知書）

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市ふれあいの家設置事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市ふれあいの家設置事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市ふれあいの家設置事業費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）又は大津市ふれあいの家設置事業費補助金交付決定変更通知書（様式第8号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市ふれあいの家設置事業費補助事業変更承認申請書（様式第9号）又は大津市ふれあいの家設置事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）とする。

（承認通知書等）

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市ふれあいの家設置事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第11号）若しくは大津市ふれあいの家設置事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第12号）又は大津市ふれあいの家設置事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第13号）若しくは大津市ふれあいの家設置事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第14号）により行うものとする。

（実績報告書）

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市ふれあいの家設置事業費補助事業実績報告書（様式第15号）とし、その提出期日は、補助事業を完了した日から起算して1か月を超えない日又は当該補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 大津市ふれあいの家設置事業実績書（様式第16号又は様式第17号）

(2) 大津市ふれあいの家設置事業収支決算書（様式第18号）

(3) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し

（確定通知）

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市ふれあいの家設置事業費補助金確定通知

書（様式第19号）により行うものとする。

（交付請求）

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市ふれあいの家設置事業費補助金交付請求書（様式第20号）とする。

（取消通知書）

第13条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市ふれあいの家設置事業費補助金交付決定取消通知書（様式第21号）により行うものとする。

（返還通知書）

第14条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市ふれあいの家設置事業費補助金返還通知書（様式第22号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第15条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後10年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要の事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

別表(第4条関係)

区 分	補 助 対 象 事 業	補助対象経費	補 助 基 本 額	補 助 率
建 築 等	「ふれあいの家」を建築し、又は購入(同時に行う増築及び改造を含む。)する事業。ただし、既存の「ふれあいの家」を増築する場合及び過去にこの要綱に基づく補助金の交付又は大津市草の根ハウス設置事業補助金の交付を受けて「ふれあいの家」を建築又は用地取得を行った自治会等が行う「ふれあいの家」の建築又は購入で、当該補助から20年以上経過していない場合は対象としない。	「ふれあいの家」の建築等に要する経費。ただし、外構工事費、既存建物除去費、備品整備費(エアコン、コピー機、机、椅子等)等建築等に直接関係のない経費は対象としない。	補助対象延床面積×補助対象建築単価 ただし、補助対象延床面積は 120 m ² 、補助対象建築単価は 150,000 円、補助基本額は 18,000,000 円を限度とする。	3分の1
用 地 取 得	「ふれあいの家」の建築等に供する用地を取得する(原則としてその年度に「ふれあいの家」の建築等を行うものに限る。)事業。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付又は大津市草の根ハウス設置事業補助金の交付を受けて用地取得を行った自治会等は除く。	「ふれあいの家」の用地取得に要する経費	補助対象面積×補助対象単価 ただし、補助対象面積は建築面積(120 m ² を限度とする。)÷建ぺい率、補助対象単価は用地取得単価とし、補助基本額は 20,000,000 円を限度とする。	10分の2
改 造	既存の「ふれあいの家」を改造する次に掲げる事業のうち市長が認めるもの (1)老朽化等に伴う屋根・外壁、柱、床、梁等の補修 (2)老朽化等に伴う電気及び給排水衛生設備の改修 (3)物理的障壁を除去する改修(バリアフリー化)	「ふれあいの家」の改造に要する経費	補助対象経費 ただし、1,500,000 円を限度とする。	10分の2